

令和5年度

第36回和歌山市農業委員会議事録

日時 令和5年6月9日（金曜日） 13時00分 開会
場所 和歌山市農業委員会議室

議案第1号	農用地区域除外に係る意見について
議案第2号	和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
議案第3号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第6号	農用地利用集積計画について
議案第7号	非農地通知について
議案第8号	令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について
報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について

出席委員（16名）

1番 湯川 徳弘	8番 谷河 績
2番 辻本 傑	9番 吉中 雅三
3番 笠野 喜久雄	11番 廣井 伸多
4番 山本 茂樹	13番 曾根 光彦
5番 藤田 城司	14番 岩橋 章
6番 古川 祐典	15番 丸山 勝
7番 土橋 ひさ	17番 坂東 紀好

18番 吉川 松男

19番 岩橋 章博

欠席委員

10番 中村 弘

出席職員

農業委員会事務局

局長 奥谷 知彦

課長 前口 政明

副課長 藤田 誠一

班長 中居 一樹

事務主査 西川 祐司

事務主任 田伏 諒

事務主任 清瀧 篤樹

農林水産課

課長 中兀 成浩

企画員 川上 和徳

事務副主査 中井 寛貴

13時00分 開会

◆会長（谷河 績）

それでは、ただいまより、第36回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は在任委員17名中16名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

去る5月29日、丸山委員、笠野委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われていますので、後ほど報告方よろしくお願ひします。

なお、中村委員から都合により欠席したい旨、連絡がありましたので、ご報告いたします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、辻本委員、笠野委員にお願いいたします。

それでは議案の審議を始めさせていただきます。

ます。

議案第1号 農用地区域除外に係る意見について、提案いたします。

◆川上企画員 番外 説明します。

本件は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づき、同法施行規則第3条の2第2項の規定により、農業委員会のご意見をお聴きするものです。お手元の資料、農用地区域除外参考資料（位置図）をご覧ください。

全5件の申出があり、P.1に、位置図を示しております。

全5件、一括して説明させていただきます。

①について説明させていただきます。

参考資料のP.4からP.9をご覧ください。

P.4にありますように申出地は、赤色で着色し示しており、・・・地区、・・・の北約450mに位置しております。

また、P.5には代替地を、P.6には申出時に受領した代替地検討書を、P.7には申出地を周囲から撮影した写真を、P.8には、農用地区域の広がり、P.9には、関係各課の意見を示し、添付しております。参考にご覧ください。

申出の経緯について、説明させていただきます。

利用者である・・・は、・・・に設立され、・・・を営んでいます。現在、トラック、従業員駐車場及び資材置場等の敷地が手狭であり、安全性や作業効率が悪い状態です。そのため、既存の事業地に隣接する申出地を新たに露天駐車場及び露天資材置場として利用したい意向です。

申出地は、北側に既存事業所の雑種地、東側に宅地、南側に道路、西側に宅地に隣接した農地となっています。

市としては、周辺農地の営農に及ぼす影響は認められず、農用地区域から除外することが相当であると考えます。

②について説明させていただきます。

参考資料の P. 10 から P. 15 をご覧ください。

P. 10 にありますように申出地は、赤色で着色し示しており、・・・に位置しております。

また、P. 11 には代替地を、P. 12 には申出時に受領した代替地検討書を、P. 13 には申出地を周囲から撮影した写真を、P. 14 には、農用地区域の広がり、P. 15 には、関係各課の意見を添付しております。参考をご覧ください。

申出の経緯について、説明させていただきます。

利用者である・・・は、・・・を主に営んでいます。

現在、従業員駐車場敷地が手狭であり、安全性等が悪い状態です。

そのため、既存の事業地に隣接する申出地を新たに露天駐車場として利用したい意向です。

申出地は、北側に市道である堤防道路、東側に宅地、南側に市道、西側に雑種地に隣接した農地となっています。

市としては、周辺農地の営農に及ぼす影響は認められず、農用地区域から除外することが相当であると考えます。

③、④は関連するため合わせて説明させていただきます。

参考資料の P. 16 から P. 24 をご覧ください。

P. 16 にありますように申出地は、赤色で着色し示しており、・・・に位置しており

ます。

また、P. 17、18、19 には代替地を、P. 20 には申出時に受領した代替地検討書を、P. 21 には申出地を周囲から撮影した写真を、P. 22 には、農用地区域の広がりを、P. 23、24 には、関係各課の意見を添付しております。参考をご覧ください。

申出の経緯について、説明させていただきます。

利用者である・・・を手掛ける企業です。

申出地は、和歌山市都市計画マスタープランにおいて、和歌山北インターチェンジに近いことから新規産業地に位置づけられた地域内に存在する農地です。

同社は事業用地として造成し、自動車整備工場、倉庫、事務所、露天駐車場を開発して利用したい意向です。

申出地は、北側、東側に県道、南側に里道を挟んで農地、西側に農地に隣接した農地となっています。

市としては、周辺農地の営農に及ぼす影響は認められず、産業活性化における地域振興が図れる側面もあるため、農用地区域から除外することが相当であると考えます。

⑤について説明させていただきます。

参考資料の P. 25 から P. 30 をご覧ください。

P. 25 にありますように申出地は、赤色で着色し示しており、・・・に位置しております。

また、P. 26 には代替地を、P. 27 には申出時に受領した代替地検討書を、P. 28 には申出地を周囲から撮影した写真を、P. 29 には、農用地区域の広がりを、P. 30 に

は、関係各課の意見を示し、添付しております。参考にご覧ください。

申出の経緯について、説明させていただきます。

利用者である・・・は、個人で・・・を営んでいますが、資材置場が不足しているため、母の所有地に露天資材置場を設置して、利用したい意向です。

申出地は、北側に農地、東側に宅地、南側に宅地、西側に市道に隣接した農地となっています。

市としては、周辺農地の営農に及ぼす影響は認められず、農用地区域から除外することが相当であると考えます。

以上の5件について、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に掲げる第1号から第6号までの要件のすべてを満たすと判断し除外を行おうとするものです。なお、第1号から第6号の要件については、申出地以外に代替すべき土地がないこと、地域計画の達成に支障がないこと、農業上の効率化かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと、農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと、農業生産基盤整備事業完了後8年を経過しているものであることとなっています。以上です。

◆会長（谷河 績） No. 3及びNo. 4につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っていますので笠野委員さん報告願います。

◆3番（笠野 喜久雄） 農用地区域除外に係る意見について、No. 3及びNo. 4を説明させていただきます。

令和5年5月29日、丸山委員、農林水産

課職員、事務局職員と私で現地調査及び事情聴取を行いました。

申請地は、議案書のとおりです。

申請者の所有者である・・・の両氏は、本申請地において農業を行っておりましたが、自身の高齢化と後継者不足から周辺の農家による管理や売却を検討していたところ、・・・から購入したいとの申し出があったので売却を決めたとのこと。

一方、譲受人である・・・の当申請地の購入目的は、北インター周辺で、粉河加太線など立地条件の良い土地であって、自動車整備工場などを法人に貸すためとのことでした。

申請地は第一種農地であるため原則農地転用は出来ませんが、計画を進めるには農用地区域からの除外が必要となります。

申請地である・・・所有の田88㎡と・・・所有の田133㎡とは、いずれも開発区域の東側に位置し、道路に分断された残地農地で、隣接した農用地はありません。本件は農振法による除外条件を満たすと思われますので除外はやむを得ないと考えます。

また、その後の転用については、改めて調査、確認し、当委員会の審議に委ねられるものと思います。

委員の皆様のご審議をよろしく願います。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆2番（辻本 傑） いま隣で問題ないとのことでしたが、それに逆らうわけではありませんが、No3と4については、これからこうゆう事業を新しく始めたいという申

し出があったと思うのですが、それ以外の事例と比べますと今すぐにこれをしなければならぬという緊急性、必要性が薄い。それから、代替する土地がないという理由ですが、緊急性のない新しい事業の用に供するというのなら、農振区域外の土地をゆっくり探すべきとこのように考えます。それからこの土地いずれも狭くて、ひとつは非常にいびつな用地です。自動車整備工場と言っていますが、そういう事業がこの土地で本当にできるのか、それもおそらく周辺を買収すると思いますが現時点でいえるのは、そういうことをするのは物理的に無理ではないかそういう気がしています。しかも、同じような内容の事業を近隣の2か所で行うということですが、私はこの考え方には裏があるとおもいます。ひとつは最初から狭い土地で事業を始めて、そしてしばらくすると敷地が狭くなったので隣接地に拡大したいと、隣接地が農業振興地域か確認していませんが、このように初めて進出する場合の考え方としては将来周辺へ次から次へと広げてゆく、こういうことにならないよう十分な配慮が必要と思っています。更に聞きたいのは、申請書に掲げられているような施設をこの狭い土地に設けて事業を行うのは物理的に無理ではないかそういう気がします。事業を行うには追加の農地も必要となってくるのではないかと、このように考えます。申請者は・・・を営んでおりますので土地を手に入れるのは簡単にできるのだと思います。それから新たに始める事業は・・・の定款

に規定があるのですか。

最後に農林水産課にお尋ねします。

内容の説明欄に効率性及び利便性の面から申出地以外に代替すべき土地がなく、とありますがこのような記述をする以上、ここでいう効率性及び利便性とは具体的に何を指しているのかそれを説明していただきたい。

◆川上企画員 先ず今回の事業についてわかりにくいところがありますので、色々質問いただきましたが経緯をご説明いたします。

資料の16ページをご覧くださいのですが、こちらにある黄色い線の枠のところまで今回自動車整備工場等を計画されております。

およそ30,000㎡程の事業地になるのですが、この計画されている事業地の中に農用地としてあるのが今回の除外の申出のあったNo.3と4になります。

それ以外については農用地ではない状態です。

もう一つ、今和歌山市の都市計画マスタープランの中で計画地の北側にある粉河加太線と南側国道を繋ぐバイパスの西側の区域は前回和歌山市の都市計画との整合性を図るため農用地区域から外しております。

東側区域は農用地が広がっています。

バイパスを作る際、どうしても残地農地が発生し農用地が残っている状態であったというのが今回の大きな原因となっています。

◆14番(岩橋 章) 結局、この2件を農用地区域から除外するというのを問われているのですよね。

黄色の区域は既に除外されており、ここだけ残っていて、ここを除外する。

残地があるから皆さんにどうですかと問われているのですね。

◆川上企画員 農用地としては今回の申出地の上だけで自動車整備工場をするわけではなく、黄色で囲われたところ全体で自動車整備工場等をするということになります。それなので今回の申出地から広がってゆくということではないです。

◆2番(辻本 傑) そうゆう事はこの資料のどこに載っていますか、今の説明を聞いて解った、これで反対する理由はないけど、なぜ資料に解るように書いてないのか、補足資料でもよかった。我々は事前に資料を貰って、それを見て判断している。

もしも資料に載っていれば今回質問することはなかった。

◆19番(岩橋 章博) 全体計画の書類は出てないのですか。

◆川上企画員 全体の計画はあります。

◆19番(岩橋 章博) まず、全体計画書の提示は必要ですよ、ただ転用問題については確実かどうかというのは今後の話で農地転用のときにくわしく検討するとしても、今回は全体計画書の提示は必要だったと思います。

◆会長(谷河 績) 黄色の枠の範囲を・・・が買収するのだが、今回申出地が農用地なので最初に除外したい、農地転用でないので転用計画の詳細は今の時点では提出を求められない、今後農地転用と開発許可の審査の時に出てくる、そうゆう理解でよろしいですね。

◆2番(辻本 傑) しかし、将来の計画はこうしたいぐらいのものは出せないのか、そうでないと除外の判断ができない。

◆15番(丸山 勝) 前回事情聴取のときに申請者に整備工場として貸すならどこの会社か、契約は済んでいるのかと聞き取ったところ、契約は決まっていなかったが計画はあるそうです。

◆2番(辻本 傑) ということですが、今回の黄色の枠内の計画は出せないということですね、我々は知りえないということであれば、全体計画も解らずに2つのいびつな土地で自動車整備工場をするので除外だけ審議しろという事なら無理でしょう。

◆3番(笠野 喜久雄) 先程丸山委員が決まっていなかったと説明ありましたが、どこの法人と契約するという事までは決まっていますが、どのように利用するといった計画については決まっています、全体計画を進めるうえで今回除外が必要となったということです。

◆清瀧主任 今法人は決まっていなかったとの説明でしたが、ある程度内定はされており、約1年後の農地転用時には、改めて事情聴取を行い、これに応じていただけるとの了解を得ています。

また、除外についてですが先程農林水産課からも説明ありましたが本来この区域については地区計画という事で物流とかといったことに使っていきたいと思います。和歌山市が指定しております。

その際に他の部分については除外されていましたが、この部分については道路買収予定地であったためその時に除外がされておらず残地となって、今回除外として出てきたものです。

転用と除外については、本来転用の見込みがなければ除外は出来ないという原則があるのですが、今回のケースについては地区

計画というものがありますので少し意味合いが違うということをご理解いただきたいと思います。

◆2番（辻本 傑） そういうことは説明を聞いて理解したが、農林水産課は事務の進め方をもっと考えたほうがいいんじゃないですか、我々に解るような資料を提供してほしい、そうすればこのような議論は必要なかった。

◆農林水産課中元課長 委員ご指摘のとおりとおもいますので今後改めていきますのでよろしく願いいたします。

◆会長（谷河 績） 皆様色々ご意見でしたが、道路残地のために農用地として残った、全体計画の農転のために今回除外が出てきた、除外後の農地転用の時に再度現地調査と事情聴取を行うということによろしいですか。

他にございますか。

◆1番（湯川 徳弘） 私が考えるには農業振興は大事な事です。

農地転用許可については仕方ないと思うものの、農業振興という面においてはもう少し優良農地でないようなところで商売をされては如何かと思えます。

◆会長（谷河 績） 優良農地ではありませんが和歌山市の都市計画に沿って申請された、そういうことをご理解いただきたいと思います。

議案第1号についてほかにございませんか、ないようですので議案第1号はやむを得ないと決しました。

議案第2号 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について、提案いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

議案に同封している対象農地の写真をご覧ください。

本件は和歌山市遊休農地解消対策事業補助金交付要綱第5条の規定に基づいたもので、補助金の交付申請にあたり遊休農地証明書を添付する必要があり、借受予定者から証明願が1件ありました。対象農地の面積は、田のみで4,480平方メートルです。遊休農地証明書交付の可否についてご審議願います。なお、対象農地については、10ページの議案第6号農用地利用集積計画No.5で利用権の設定を上程しております。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようございますので、議案第2号は可決と決定しました。議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、提案いたします。

◆中居班長 番外 説明します。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税納税猶予に関する適格者証明書の申請が2件あったものです。相続人から、耕作を継続する旨の誓約書が添付されております。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第3号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようございますので、議案第3号は可決と決定しました。議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で10件ありました。

これらの案件は、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、その取得後において全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われま

す。なお、No. 2は新規耕作です。

No. 3は贈与になり、新規耕作です。

No. 4とNo. 5は交換移転になります。

No. 7は市街化区域内の農地で、10年間の使用貸借であり、新規耕作です。

No. 8は市街化区域内の農地です。

No. 9は新規耕作です。

No. 10は市街化区域内の農地で、贈与になり、新規耕作です。

また、No. 9については新規耕作でかつ面積が1,000平方メートル以上のため、現地調査及び事情聴取を行っておりますので、担当委員から報告があります。

以上です。

◆会長（谷河 績） No. 9につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので丸山委員さん報告願います。

◆15番（丸山 勝） 議案No. 9について説明します。

本件は、農地法第3条1項の所有権移転の許可申請で、5月29日に、私と笠野委員、それに事務局と共に現地調査を行い、申請者である譲受人と申請代行の行政書士の2人から事情聴取を実施しています。

申請地は、議案書の通りで、3筆は1枚の田、残りの2筆も1枚の田と計2枚の田となっており、隣接地ではないものの、田1

枚挟んだ近距離に位置します。

5月29日現在の申請地の現況は、若干、雑草が生えていますが、昨年まで作付けしていたものと見受けられました。

譲受人は・・・で、現在、自宅近くの畑を借りて家庭菜園をしているが農業に関心があり、購買出来る農地を探していたところ、不動産業者を介して本件申請地と出会い、この田で新規就農したく購入するとのこと

です。譲受人の自宅から本件申請地まで、車で約30分かかりますが、譲受人の勤務先は申請地から車で約5分と近場で、仕事内容もフレックスタイムと勤務時間に余裕がある

とのことで就農には問題ないとのこと

です。譲受人は、・・・などに手伝ってもらい、水稻、キャベツ、白菜を作付けする計画ですが、トラクターやコンバインなどの農機

具が無いところから、当面はリースで作業し、今後、最近市内で離農した知人から農機具を譲り受ける予定とのこと

です。水利については地区の自治会長を介して納めており、農薬も周辺耕作者の取り決めに従い使用するとのこと

です。また、知人に農協の営農指導員がいて、この知人からノウハウを教わりながら就農し、将来の展望として、付近で農地を増やしたいとのことで農業に対する意欲が認められ

ます。各委員の慎重なご審議をお願いします。

◆会長（谷河 績） 議案第4号について説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆西川主査 番外 説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No. 1 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。近隣の住民からの駐車場需要が多い申請地を露天貸駐車場及び看板用地として使用するため転用申請するものです。なお、使用貸借権設定です。

No. 2 申請地は、・・・に位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅があるため第3種農地に該当します。申請人は・・・を目的とする法人で、申請地が日当たり良く、発電量を多く見込める土地であることから太陽光発電施設へ転用申請するものです。

No. 3 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。申請人の親族が申請地周辺で・・・を経営しており、施設で働く職員や、外来患者の駐車スペースが不足している状態であるため、当該申請地を職員用の露天駐車場へ転用申請するものです。

これらの案件は一般基準を満たしていると思われます。

また、No. 3については現地調査及び事情聴取を行っておりますので担当委員から報告があります。以上です。

◆会長(谷河 績) No. 3につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので丸山委員さん報告願います。

◆15番(丸山 勝) 議案No. 3について説明します。

本件について5月29日、私と笠野委員、それに事務局職員とで現地調査を行い、申請人の代理人である・・・、行政書士から事情聴取を行いました。

申請地は、議案書の通りで、3筆は1枚の土地にまとまり、いずれも地目は畑でミカンが植えられているものの、耕作放棄地の状態でした。

申請者は、申請地の北方約2キロメートルに位置する・・・で、申請者自身、・・・とのことです。

転用目的は、・・・駐車場が手狭となり、・・・の駐車場が不足している状態のため適地を探していたところ、・・・が所有する・・・に隣接する本件申請地所有者と売買契約に至ったとのことです。

本件申請地と・・・ところから、・・・の駐車場には不便ではないのかと確認したところ、それぞれバスなどで送迎するとのことです。

申請地は、整地を行ってから碎石を敷いて駐車場として使用、雨水の排水は、申請の以前から周囲にU字溝が整備されているのでこれを利用して下流東側のため池に放流するとのことです。

造成工事費用は自己資金で賄い、土地の所有名義人は、・・・に賃貸するとのことです。

このような状況で、特に問題なしと思慮されますが、各委員の慎重なご審議をお願い致します。

◆会長(谷河 績) 議案第5号について説明と報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問はございませ

んか。（異議なし、との声）
ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。
議案第6号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

◆田伏主任 番外、説明いたします。
利用権新規設定における農地所在地図を議案と共に配布しておりますので、あわせてご覧ください。

本件は、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定で、新規の契約が9件ございました。

すべてが使用貸借権の設定で、貸借期間は議案書のとおりです。

No. 1からNo. 3については、農業委員会による利用権の新規設定、No. 4からNo. 9については、農地中間管理事業による新規の設定です。

面積は、田のみで16,732平方メートルです。

また、うち農地中間管理事業による設定が6件あり、面積は、田12,381平方メートルです。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第6号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号は可決と決定しました。

議案第7号 非農地通知について、提案いたします。

◆清瀧主任 番外、説明いたします。
本件については、国からの通知である「農地法の運用について」第4（3）の規定に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断するものです。

令和5年3月13日、岡崎地区・・・（39件、95筆）で和田推進委員とともに、また、令和5年3月27日、山口地区・・・（18件、70筆）で小栗推進委員とともに、令和5年4月14日、加太地区・・・（46件、112筆）で中島推進委員とともに、現地調査を行ったものです。

非農地通知書の交付基準に基づき、対象であると認められる農地の所有者に対し非農地判断に係る事前通知を行ったところ、非農地通知依頼書11件の提出がありました。面積は、田が4筆、2,057㎡、畑が28筆、8,066㎡です。

議案書番号1～11について、非農地通知書の交付基準、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地であって、20年以上前から森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合の条件を満たしていると思われる。

なお、各地区の土地改良区等と協議済です。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第7号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第7号は可決と決定しました。

議案第8号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、提案いたします。

◆中居班長 番外、説明します。

議案書に同封の別紙をご覧ください。

本件について、農業委員会は、農業委員会等に関する法律第37条の規定により、毎

年、前年度の活動の点検・評価を行い、公表することとなっています。

1ページは、令和4年4月1日現在の、本市の農業の概要、農業委員の人数等を記載しています。

2ページ上段から中段にかけては、担い手への農地の利用集積・集約化について記載しています。2ページ中段の③をご覧ください。令和4年度の新規集積面積の実績は、3haとなっています。これは、新規で担い手へ集積された農地面積から、担い手が規模縮小等の理由で手放したまたは更新しなかった面積の差し引きの面積となっています。

集積率は目標の17.7%に対し、実績17.6%と概ね達成している結果となりましたが、新規の集積面積が増加している一方、離農や規模縮小等の耕作地が減る要因もありました。

2ページ下段から3ページ上段にかけては、遊休農地の発生防止・解消について記載しています。3ページ上段の③実績をご覧ください。

令和4年度の実績は、解消目標2.6haに対し、5.1haの遊休農地を解消しました。目標は達成しましたが、新たな遊休農地も確認されているため、今後、さらなる解消対策が必要です。

3ページ下段から4ページ上段にかけては、新規参入の促進について記載しています。

4ページ上段をご覧ください。こちらは、利用権設定等に関して、令和4年度中に新規参入者に貸し付けた農地所有者の農地面積を記載しています。令和4年度の目標4.9haに対し、13.0haと目標を達成しています。また、新規参入者の参入状況

についても、過去3年間の平均が10経営体3.4haに対し、令和4年度の実績は、16経営体、5.3haと増加しています。4ページ中段から5ページ中段にかけては、最適化活動の実績を記載しています。

活動強化月間の活動実績として、令和5年1月から3月にかけて戸別訪問等を行いました。

また、新規参入相談会として、令和4年7月に、県主催のUIターン就農相談フェアに出席しました。

5ページ下段については、これらの成果実績及び活動実績の達成率を集計し評価しており、和歌山市農業委員会の成果としては、目標に対して期待を大幅に上回る結果となりました。

6ページについては、総会等の開催内容、農地法3条事務、農地転用事務の処理件数、違反転用への対応等について記載しています。

なお、本件のこの別紙については、本総会承認後、市役所のホームページにて公表を行います。以上です。

議案第8号について説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第8号は可決と決定しました。

以上で議案の審議は終了しました。

それでは、第36回総会を閉会いたします。

14時 閉会